

平成23年度 全国特別支援学級設置学校長会 定期総会・研究協議会

日時：平成23年6月17日（金）

場所：ホテルフロラシオン青山

◇特別支援教育行政の現状と課題◇

1. 特別支援教育制度	1
2. 学習指導要領の改訂	12
3. 特別支援教育の更なる充実に向けて	15
4. 学校における支援体制の整備状況・課題	21
5. 指導体制・リソースの充実強化	33
6. その他の課題	42
7. 障害者制度改革に係る教育分野の主要課題	52

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長



千原 由幸
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育制度

特別支援教育の充実

特別支援教育の理念

発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

特別支援教育の対象者

①	特別支援学校	0.60%(約6万4千人)
②	小・中学校の特別支援学級	1.37%(約14万5千人)
③	通級による指導	0.57%(約6万1千人)
④	通常学級にLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童生徒が約6.3%で在籍の可能性(H14文部科学省調査)	

※ 数値は、義務教育段階における全児童生徒数に占める対象児童生徒数の割合。()内は対象児童生徒数。

特別支援教育の課題

- 特別支援教育の対象児童生徒の増大
 - ・平成10年度から平成20年度にかけて、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数は、約30%増、小・中学校の特別支援学級在籍者は約80%増、通級指導対象者はほぼ倍増(全幼児児童生徒数は、約13%減)。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校における校内支援体制の整備
 - ・小・中学校→一人一人に応じたきめ細やかな支援の充実
 - ・幼稚園、高等学校→一般的に体制整備に遅れ
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現
 - ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成
- 教員の専門性の向上
 - ・障害の重度・重複化、多様化等に対応した専門性の確保、向上

具体的な施策

- 幼・小・中・高等学校等の特別支援教育体制の整備(平成23年度予算額)
 - ・特別支援教育総合推進事業(253百万円)
- 特別支援教育に係る人的環境の整備(平成23年度予算)
 - ・特別支援教育の充実のための定数措置
 - ・特別支援教育支援員(地方財政措置:H19年度～公立小・中学校、H21～公立幼稚園、H23～公立高校)
- 特別支援学校の大規模化・狭隘化への対応
 - ・教室不足等の解消のための施設整備等
- 特別支援学校等の学習指導要領の改訂
 - ・重度・重複化への対応、個別の指導計画等の作成、職業教育充実、交流及び共同学習の推進等
- 特別支援教育担当教員の専門性の向上
 - ・各都道府県の指導者を対象とした専門的研修の実施
- (独)国立特別支援教育総合研究所の充実
 - ・発達障害教育情報センターの設置、専門的・実践的研修の実施

特別支援教育の対象の概念図

[義務教育段階]

義務教育段階の全児童生徒数 1063万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.60%
(約6万4千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

1.37%
(約14万5千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害(LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)
言語障害

0.57%
(約6万1千人)

2.54%
(約27万人)

※1
LD・ADHD・高機能自閉症等
6.3%程度の在籍率 ※2

※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※2を除く数値は平成22年5月1日現在)

各都道府県・市町村における発達障害のある児童生徒の実態調査について

(小・中学校：文科省調査に準じたもの)

都道府県・市町村		(H14文科省調査)	岩手県	秋田県	山形県
実施時期		平成14年2月	平成18年2月	平成18年7月	平成18年9月
対象		全国5地域の小・中学校児童生徒の2.5%を抽出	県内小・中学校の児童生徒の約30%を抽出	県内全ての小・中学校児童生徒(但し、気になる子どもについて調査票作成)	県内小・中学校の児童生徒の約3%を抽出
調査方法		文科省チェック項目を使用、複数の教員にて判断	文科省チェック項目を使用、教員及び校内委員会にて判断	文科省チェック項目を使用、教員及び校内委員会にて判断	文科省チェック項目を使用、複数の教員にて判断
調査結果 (著しい困難を示す児童生徒の割合)	学習面ないし行動面	6.3%	4.5%	1.8%	6.2%
	学習面	4.5%	—	1.4%	4.6%
	行動面	2.9%	—	1.2%	3.0%
	学習面と行動面共に	1.2%	—	0.8%	1.4%

発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における 進路に関する分析結果 概要(平成21年3月時点)

【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施(対象生徒数約1万7千人)。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

一課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合一

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

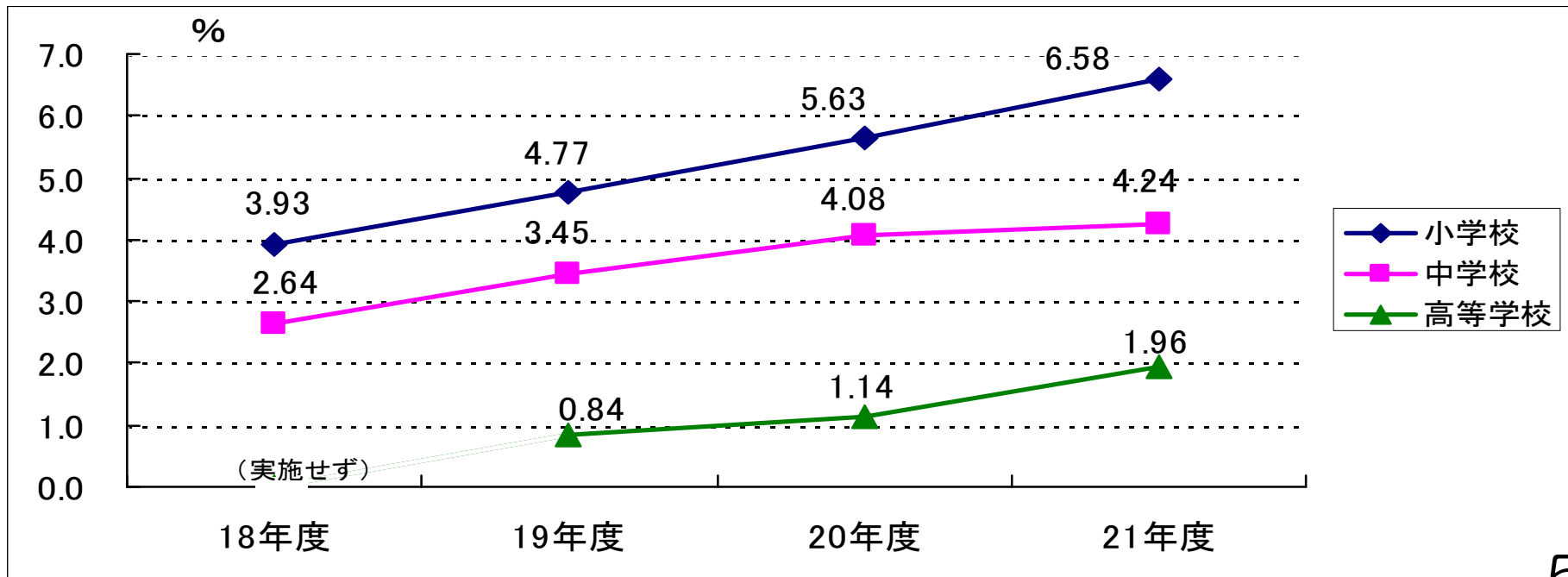
※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

滋賀県：特別な支援が必要だと思われる児童生徒数の年次推移

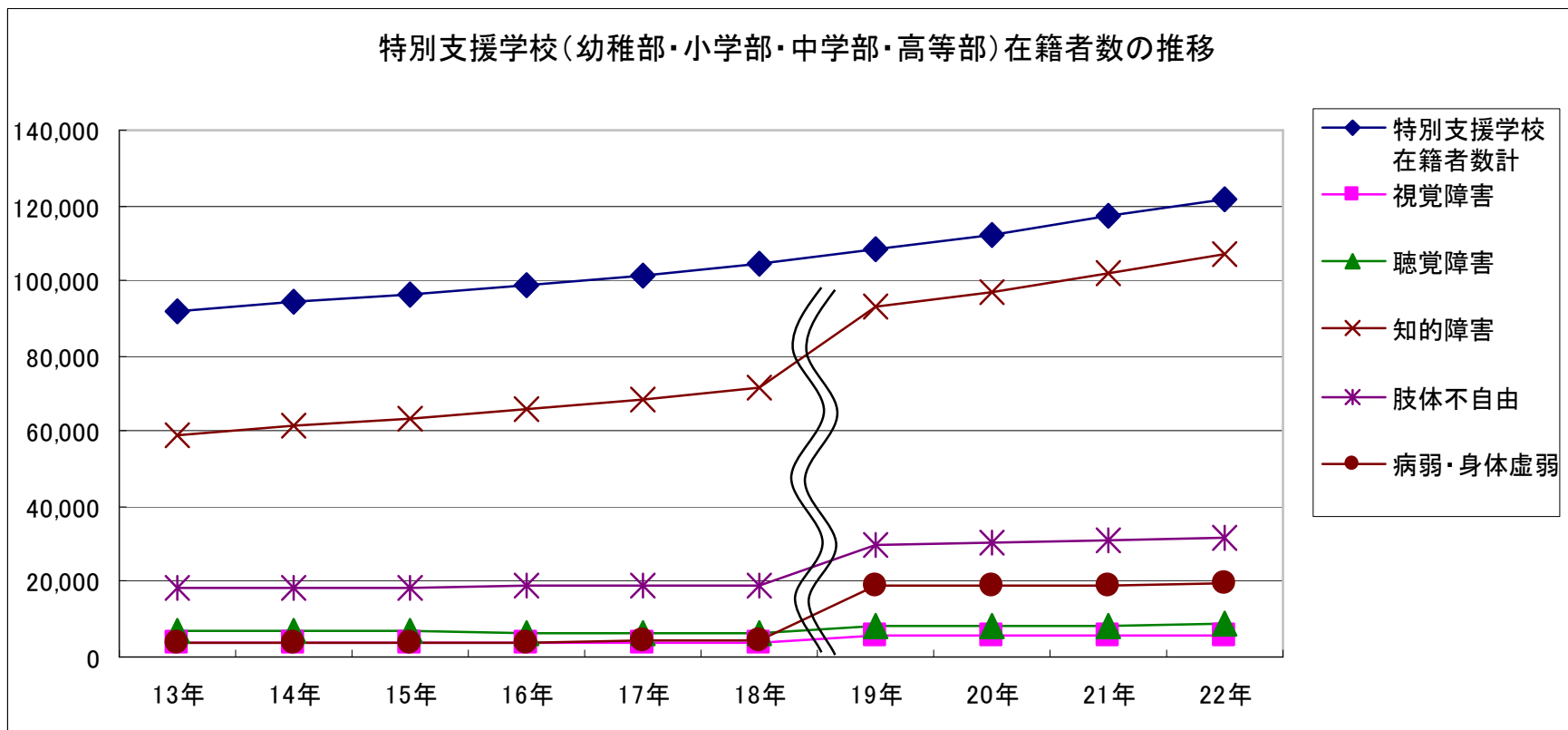
※通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数（公立の小・中・高等学校のみ）

	小学校			中学校			高等学校		
	児童生徒数	対象者数	割合(%)	児童生徒数	対象者数	割合(%)	児童生徒数	対象者数	割合(%)
18年度	85,557	3,366	3.93	40,273	1,064	2.64	—	—	—
19年度	85,594	4,084	4.77	40,557	1,400	3.45	33,198	278	0.84
20年度	86,625	4,878	5.63	40,198	1,642	4.08	32,370	368	1.14
21年度	86,379	5,684	6.58	40,357	1,710	4.24	32,346	635	1.96



①特別支援学校の現状（平成22年5月1日現在）

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

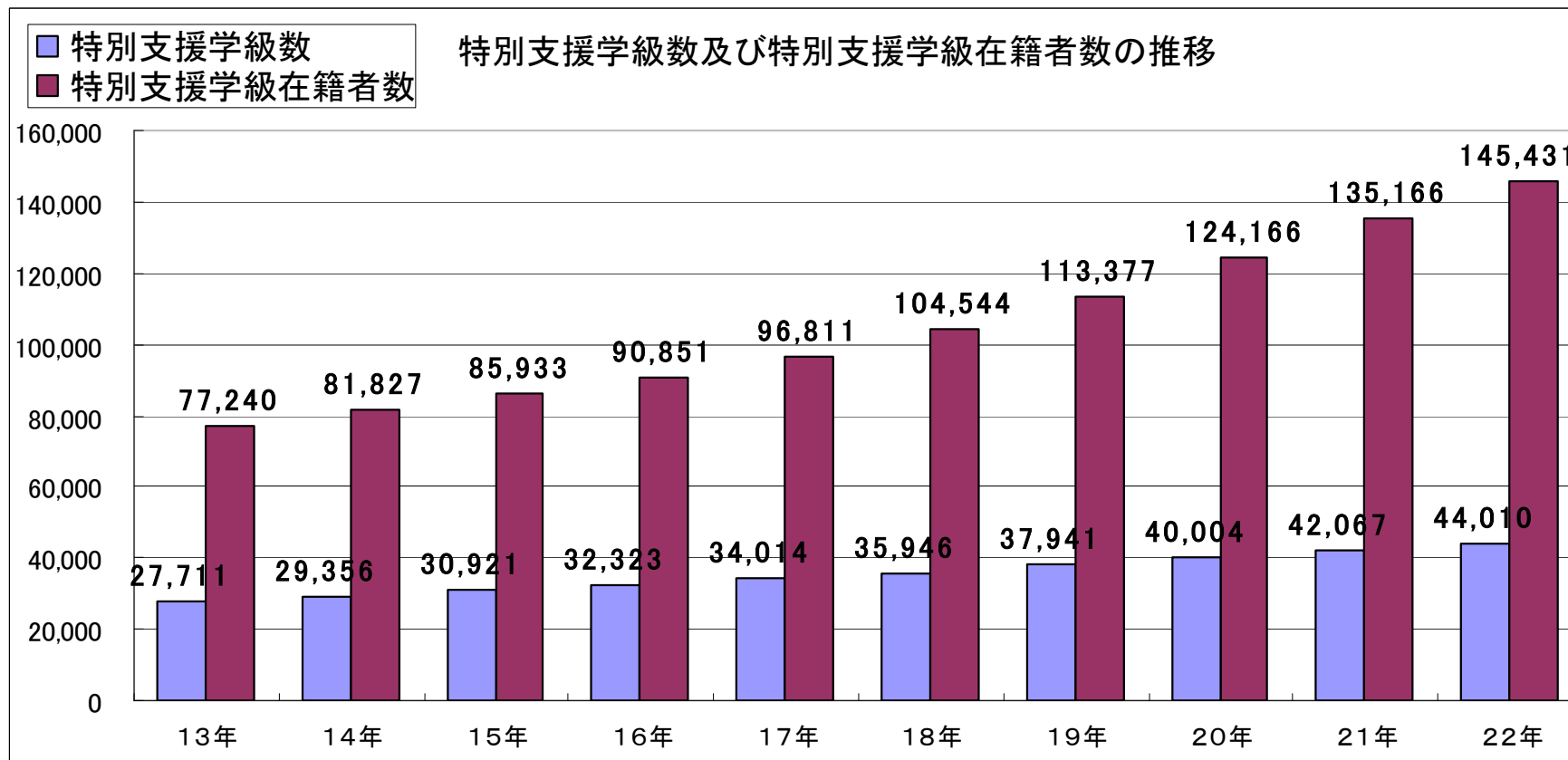


	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	116	656	296	131	1,039
在籍者数	5,774	8,591	106,920	31,530	19,337	121,815

※注:平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種は学級編制により集計し、学校数については、対応している障害種毎に集計した。そのため、重複障害学級在籍者および複数の障害種に対応している学校についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の計とは一致しない。

②特別支援学級の現状(平成22年5月1日現在)

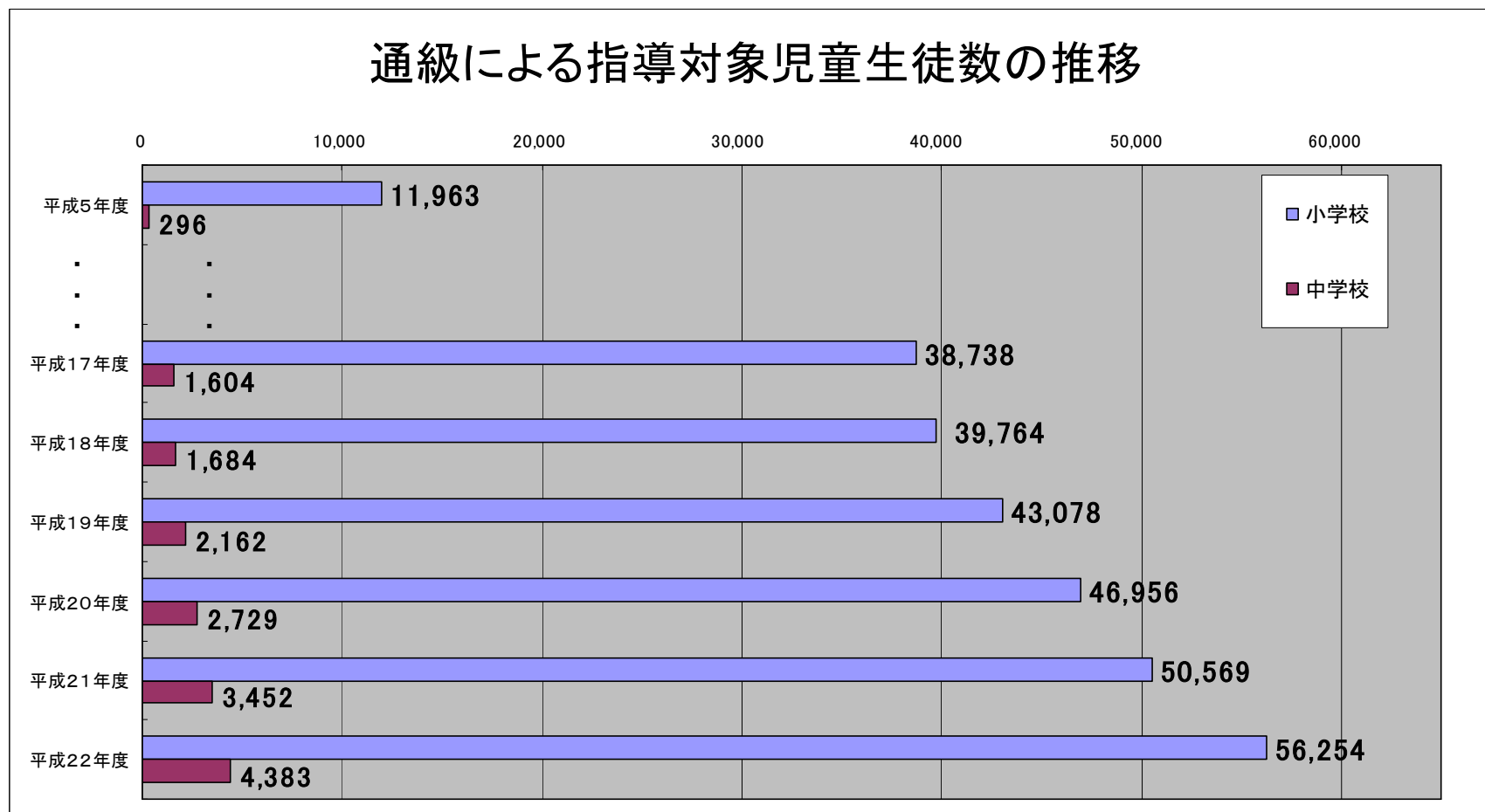
特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	22,416	2,567	1,190	309	750	507	16,271	44,010
在籍者数	80,099	4,265	2,129	373	1,262	1,521	55,782	145,431

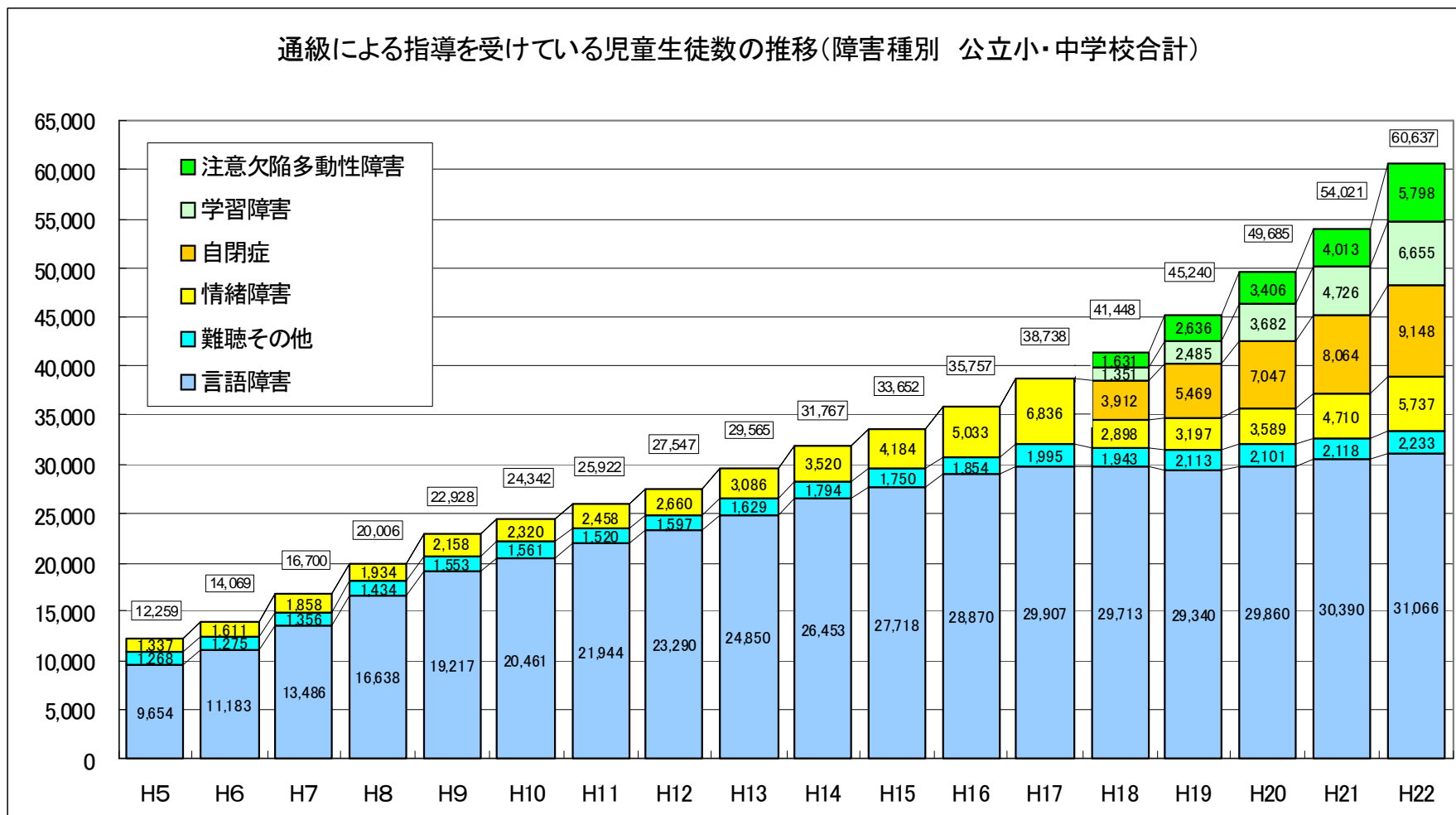
③通級による指導の現状

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。



※ 各年度 5月1日現在

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
 (併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・従来の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

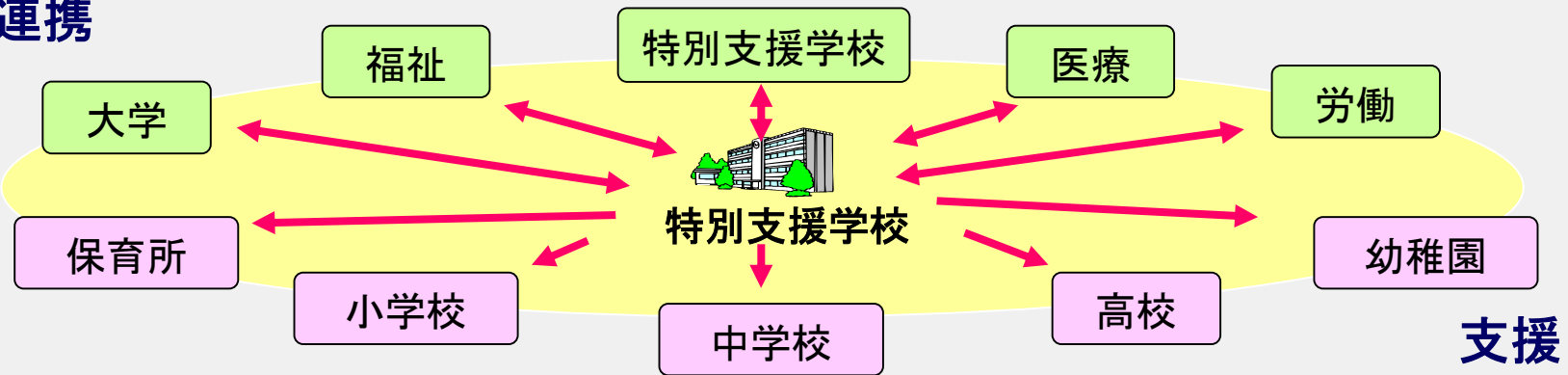
平成19年4月1日

特別支援学校のセンター的機能

学校教育法等の一部改正(H19.4~)

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う

連携



センター的機能の具体例

- ①小・中学校等の教員への支援
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③障害のある児童生徒等への指導・支援
- ④福祉、医療、労働関係機関等との連絡・調整
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力
- ⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供

2. 学習指導要領の改訂

(1) 小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示)

【改訂のポイント】

- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ・交流及び共同学習の推進

＜中学校学習指導要領＞ (小学校学習指導要領及び高等学校指導要領もほぼ同旨)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

＜中学校学習指導要領解説 総則編＞

第3章

第5節 8 障害のある生徒の指導

中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

(2) 特別支援学校学習指導要領等（平成21年3月告示）

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

○学習指導要領の実施時期

小学校・中学校・高等学校学習指導要領等の実施スケジュールに準拠

新学習指導要領等の実施スケジュール

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
* 幼稚園 (幼稚園部)	告示 周知・徹底	全面実施				
* 小学校 (小学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 算数、理科	全面実施		
* 中学校 (中学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 数学、理科	全面実施		
高等学校 (高等部)	告示	周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(学年進行) 数学、理科	学年進行 で実施

(*注:特別支援学校幼稚園部・小学部・中学部の学習指導要領告示は平成21年3月)

3. 特別支援教育の更なる充実に向けて

(調査研究協力者会議の検討・提言等)

- (1) 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 審議経過報告（概要：平成22年3月）
- (2) 特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）～早期からの教育支援の在り方について～（平成21年2月）
- (3) 高等学校WG報告（平成21年8月）主なポイント

○ 特別支援教育の更なる充実を図るための検討の方向性及び課題について、以下のとおり整理

1. 特別支援学校

①改正学校教育法(H19年度～)への対応

- ・複数障害への対応を含めた適正配置、計画的整備
- ・センター的機能の取組推進、理解啓発、関係機関とのネットワークづくり

②交流及び共同学習(副籍,支援籍等を含む)

- ・居住地校交流に係る理解啓発
- ・直接交流に係る教育課程上の位置づけ、評価、安全確保

③職業教育・就労支援

- ・職域の拡大・就労に向けた教育課程の見直しや支援方法の開発推進
- ・多様な就業体験の充実(小・中学部段階からの職場体験活動の機会拡大など)



2. 早期からの教育支援、就学相談・指導

○ 平成21年2月の中間とりまとめ「特別支援教育の更なる充実に向けて」において、①早期からの教育相談・支援の充実、②就学指導の在り方、

③継続的な就学相談・指導の実施、④居住地の小・中学校とのかかわり、⑤市町村教育委員会等の体制整備、⑥障害者権利条約、について提言・報告

○ 特に、就学相談・指導の在り方については、今後、障害者権利条約批准のための政府全体の障害者制度改革の検討状況も踏まえつつ、更なる検討が必要

3. 小・中学校における特別支援教育

①校内体制の整備

- ・支援の「質」の一層の充実(校長の理解促進と適切なリーダーシップ、全校的体制の構築など)
- ・特別支援教育に係る教員配置
(すべての学級に発達障害の児童生徒が在籍する可能性)

②特別支援教育コーディネーター

- ・研修等を通じた人材養成の推進
- ・複数配置による専門性の相互補完,組織的対応
- ・スペシャリスト配置による地域全体の推進強化
- ・校務専念のための環境整備

③個別の教育支援計画、個別の指導計画

- ・必要な者に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用
(実態把握、専門性やノウハウに関する小・中学校への支援、センター的機能活用、PDCAサイクルの確立など)
- ・個別の教育支援計画と類似の計画との関係整理
(生涯にわたる一貫した支援の観点)



④特別支援教育支援員

- ・すべての学級に発達障害等の児童生徒が在籍する可能性を踏まえた配置促進、地域格差是正
- ・人材確保や研修の在り方、教員との役割や責任分担、学生支援員の活用促進、NPOとの連携及び役割分担

⑥特別支援教室構想

- ・児童生徒が籍を置かない「教室」への教員配置システムの在り方
- ・必要な指導時数、在籍学級と特別支援教室との指導や責任の分担、教育課程の編成・実施・評価等の在り方
- ・特別支援教室担当教員と在籍する通常学級担当教員双方の専門性確保の在り方



⑤特別支援学級、通級指導

- ・担当教員の専門性向上、児童生徒の実態に応じた教育課程編成
- ・知的障害のある児童生徒、境界域の児童生徒への対応
- ・他校通級が多い実態への対応、巡回指導の促進

4. 高等学校における特別支援教育

- 平成21年8月の高等学校WG報告「高等学校における特別支援教育の推進について」において、
 - ①高等学校における特別支援教育の必要性、②高等学校における特別支援教育体制の充実強化、
 - ③発達障害のある生徒への指導・支援の充実、
 - ④高等学校入試における配慮や支援等、⑤キャリア教育、就労支援等、について提言
- 今後、先進的な取組事例の蓄積、成果を踏まえつつ、上記提言に沿って、高等学校における特別支援教育の推進、充実に積極的に取り組むことが必要



5. 特別支援教育担当教員等の専門性

- 特別支援学校、特別支援学級、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、通常学級担当教員それぞれが必要とする特別支援教育に関する知識及び理解
- 特別支援学校教諭免許状の在り方について、教員資質向上方策の見直しの動向を踏まえ要検討
- 採用、配置(人事異動)、研修等を通じた専門性の確保

①特別支援学校教員の専門性

- ・免許状の各教育領域に共通する専門性や教育領域ごとの専門性確保
- ・免許状保有率の向上、他領域の免許状取得の計画的促進
- ・教育職員免許法附則16項「当分の間」の扱い
- ・弾力的な人事上の配慮(同一校の在職年数延長、特別支援学校間の適切な異動など)



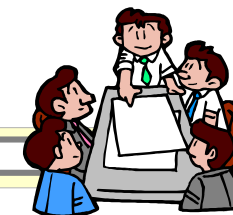
②小・中学校の担当教員等(※)の専門性

※ 特別支援学級担任、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター

- ・各障害種の専門性を担保できる仕組み
- ・特別支援教育の経験が少ない若手教員への支援の仕組み
- ・個別の指導計画等の作成・活用のため、専門性のある者が支援する体制の確立
- ・特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状取得促進のための環境醸成
- ・弾力的な人事上の配慮(同一校の在職年数延長、特別支援学校との適切な人事交流など)

③小・中学校通常学級担当教員の専門性

- ・特別支援教育に関する基礎的知識(障害特性、障害に配慮した指導、個別の指導計画の作成・活用など)
- ・特別支援教育のみならず、学級経営力、授業力、人間形成力など教員としての基本的資質の総合力
- ・各教科等への特別支援教育の視点を加えた授業力
- ・具体的かつ実践的な研修(教員と専門医等の連携によるケーススタディなど)



6. 学校外の人材や関係機関、民間団体等との連携協力

①学校外の人材の活用と関係機関との連携協力

- ・各学校と地域における医療、保健、福祉、労働等との効果的かつ効率的な連携・協力
- ・外部専門家(PT,OT,ST等)の活用など教員を支えるシステムづくり
- ・学校単位での専門性担保、地域単位での支援体制の整備

②親の会、NPOや学校ボランティア等との連携協力

- ・新しい公共の視点を踏まえつつ、各地域における親の会、NPO、学校支援ボランティア等の活用推進
- ・NPO等の育成・支援の在り方、
- ・関係機関、親の会、NPO等との連携及び有機的なネットワークの構築

◇ 特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）

～早期からの教育支援の在り方について～

平成21年2月12日

☆基本的な考え方

障害のある子どもに対する多様な支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、特別支援教育の理念の実現を図る。

○早期からの教育相談・支援の充実

- ・ 教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能等の十分な活用を図るとともに、体制整備や専門性の向上、医療、福祉、保健等関係機関との連携による情報共有化等を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図ることが必要。
- ・ 幼稚園での個別の教育支援計画の作成・活用等を推進するため、教育委員会が首長部局等と連携しつつ、専門家チームの派遣や教員研修の機会を提供するなど、幼稚園等に対する支援を充実することが必要。

○就学指導の在り方

- ・ 幼児教育段階から、義務教育への円滑な移行を図るため、市町村教育委員会が幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して就学移行期における個別の教育支援計画を作成する。
- ・ 障害のある子どもが就学する学校について、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、障害の程度が「就学基準」に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して決定する仕組みとする。
- ・ 就学する学校の決定は、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて保護者との共通認識を醸成し、保護者の意見を十分に踏まえることを前提として、制度としては義務教育を実施する責任を有する教育委員会が決定することとし、就学後も継続的な就学相談・指導を行うなど適切かつ柔軟できめ細かな対応を行うことが必要。

○居住地の小・中学校とのかかわり

- ・ 特別支援学校に就学する児童生徒が、居住地の小・中学校との交流を深めるための取組（東京都の副籍、埼玉県の支援籍等）について、国においても指針を示すこと等により促進。

○市町村教育委員会等の体制整備

- ・ 市町村教育委員会等が適切な教育支援を行うためには、教育委員会に特別支援教育の経験豊かな職員を配置したり、退職教員を非常勤職員等として配置したりするなどの体制整備を図ること等が必要。

高等学校WG 報告主なポイント

平成21年8月27日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ

特別支援教育の必要性・体制整備状況

必要性

- ・ 中教審答申(H17)、学校教育法改正
- ・ 高校進学者の約2%が支援を要する状況
(全日制に比し定時制・通信制では相対的に高い割合)

現状

- ・ 小・中に比し体制整備に相対的遅れ (校内委・コーディネーター：7割強、個別の指導計画・教育支援計画：1割前後 → 特に私立高の遅れ顕著)
- ・ 各種モデル事業等の成果を踏まえた対応が進捗

キャリア教育・就労支援等

- ・ 社会生活・就労への適応力向上のための指導・支援充実
(SST*など：モデル事業成果の普及、特別支援学校との連携等)
- ・ 関係機関との連携・情報提供
(学校・企業の橋渡し人材配置等)
- ・ 卒業後の継続的就労支援
[* Social Skill Training]

出口側の支援

体制の充実強化と指導・支援の充実方策

体制充実

- ・ 管理職・教職員や生徒・保護者の理解・認識向上
- ・ 専門性ある支援員の配置 (財政措置の必要性)
- ・ 生徒指導等既存の校内組織との連携
- ・ 特別支援学校のセンター的機能活用 / 私立高校への支援

指導充実

- ・ 障害特性に応じた教科指導 / 多様な評価方法 (レポート指導等)
- ・ 特別の教育課程編成の検討 (学習指導要領による教育課程の弾力的運用 / 通級指導に類する実践等：生徒の自尊感情への配慮要)
- ・ ICTの活用 / 先進・優良実践事例の情報集積・発信

高校の内容(体制・指導)充実

入口側の支援

入試における配慮・支援

- ・ 公平性を基本とした配慮と保護者への周知
- ・ 中高連携 (情報提供・入学決定後の引継ぎ等)

4. 学校における支援体制の整備状況・課題

- (1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況
- (2) 国公立別別の状況
- (3) 校内体制・コーディネーターの活動状況等
- (4) 学校における特別支援教育推進上の課題

(1)~(3) 出典:

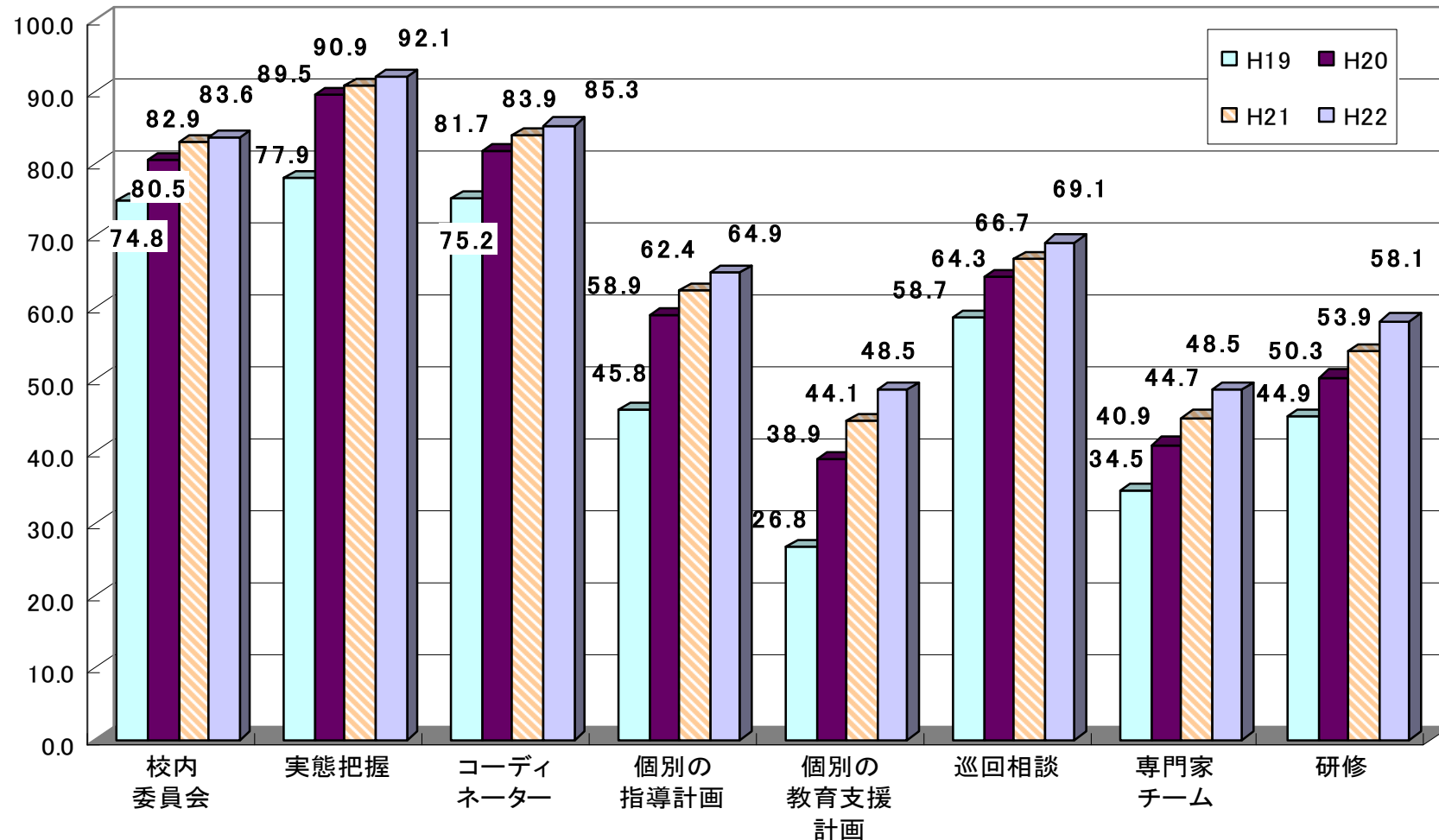
文部科学省 平成22年度特別支援教育体制整備状況調査
(調査期日:平成22年9月1日)



(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

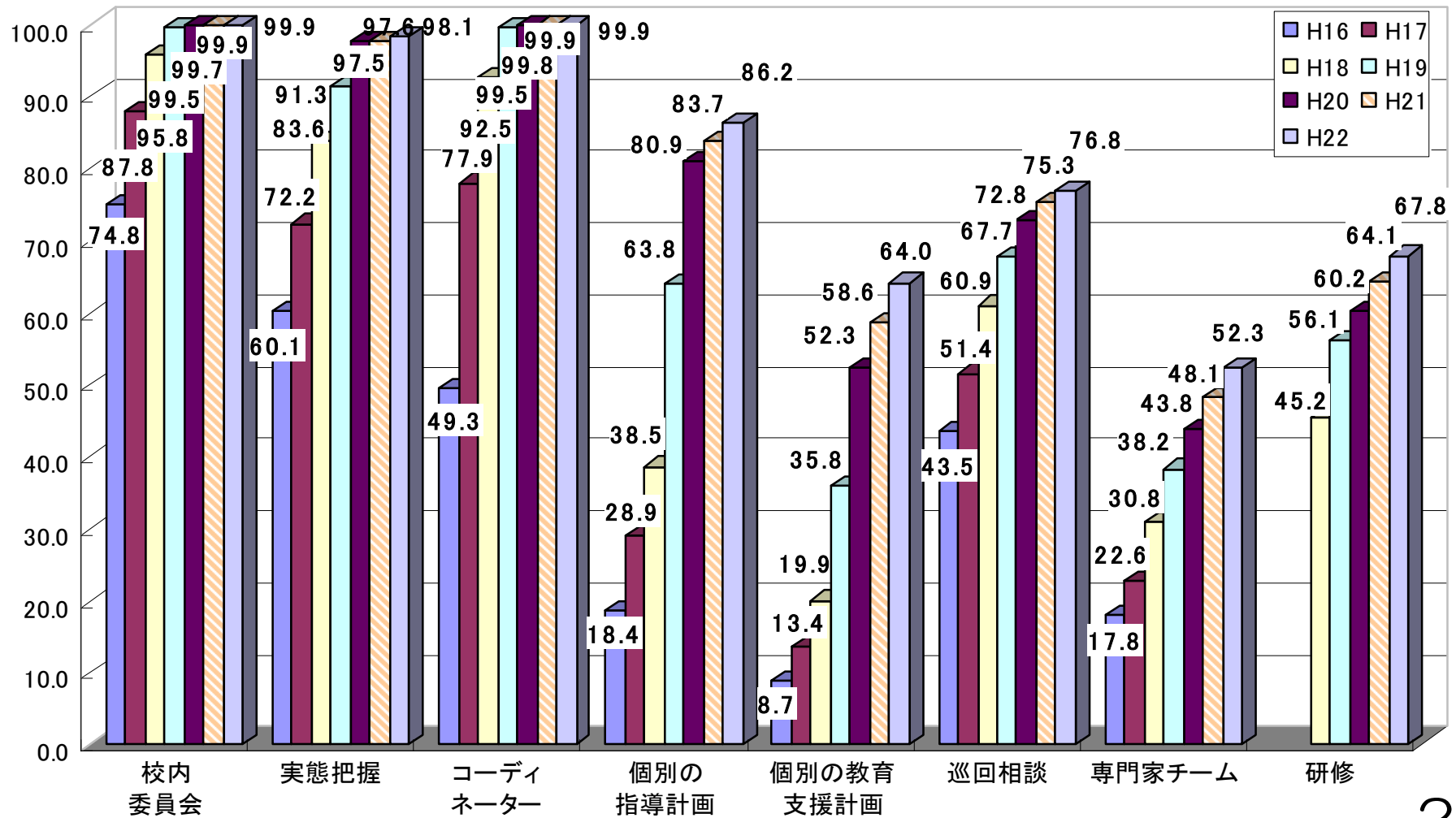
●全ての調査項目で平成21年度を上回っており、全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～22年度)



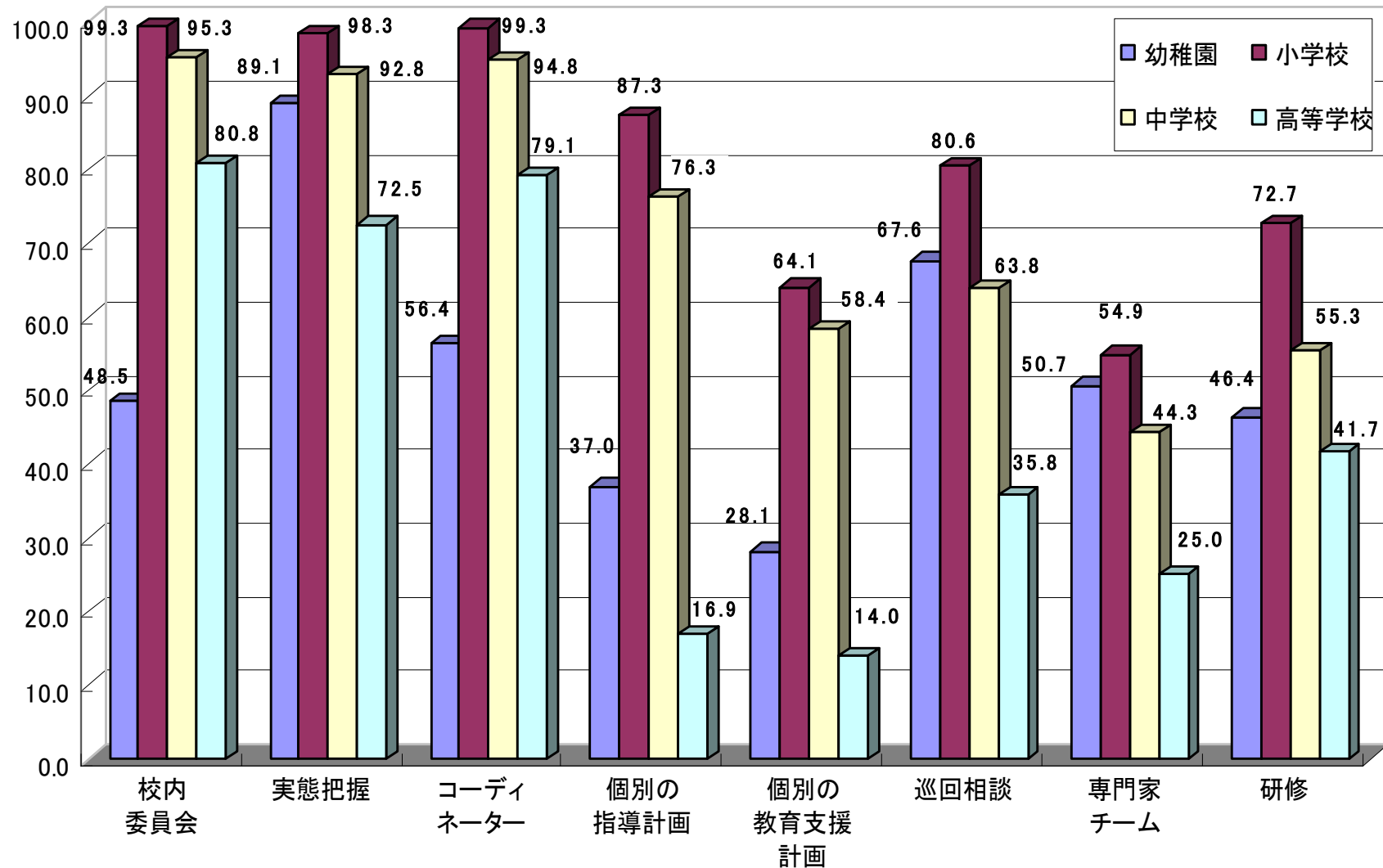
●公立小・中学校においては、「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されている。

公立・小中計・項目別実施率－全国集計グラフ(平16～22年度)



●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は依然として体制整備に遅れが見られる。

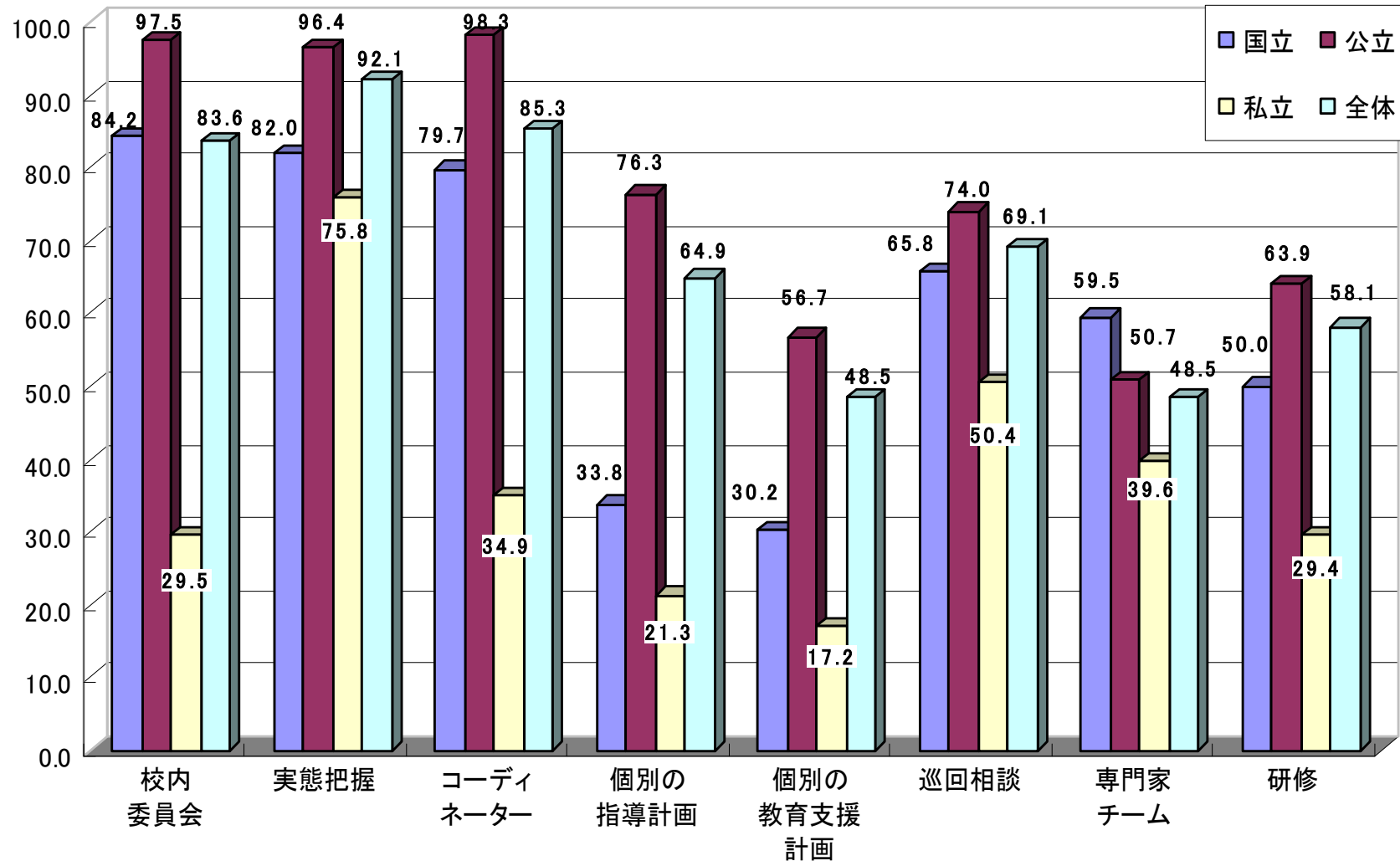
国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成22年度)



(2) 国公立別の状況

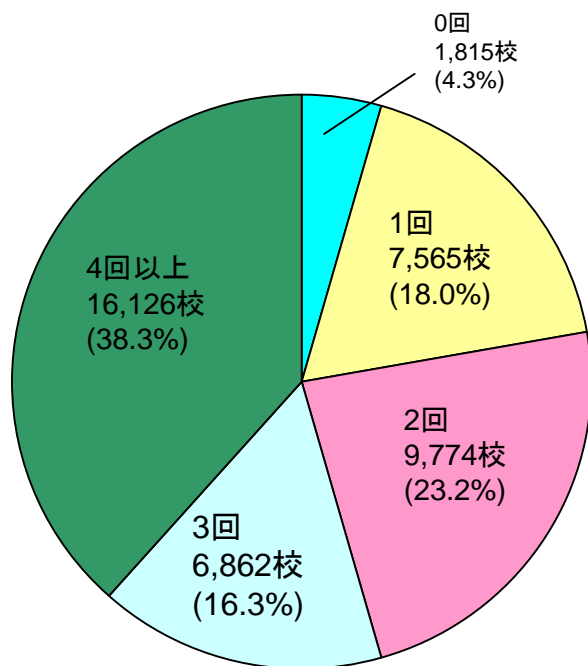
- 国公立別で比較すると、全体的に私立学校の体制整備に遅れが見られる。

国公立別・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成22年度)

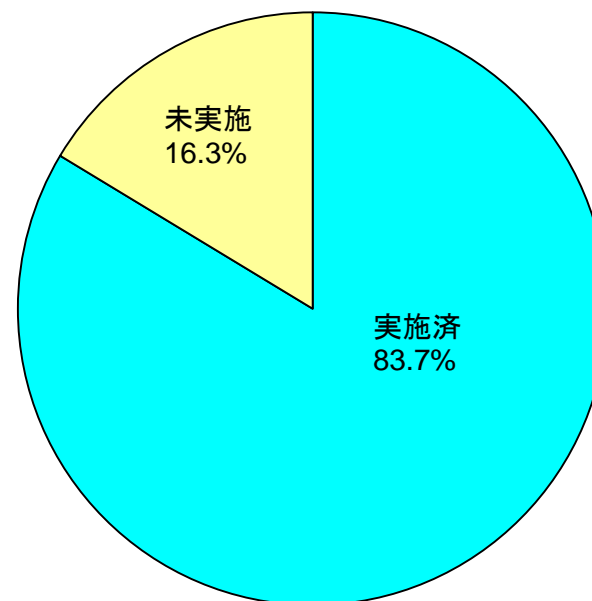


(3) 校内体制・コーディネーターの活動状況等 (校内委員会の開催／連絡調整／研修の実施)

①国公立計・幼小中高計・「校内委員会」開催回数状況
－全国集計グラフ(平成22年度)

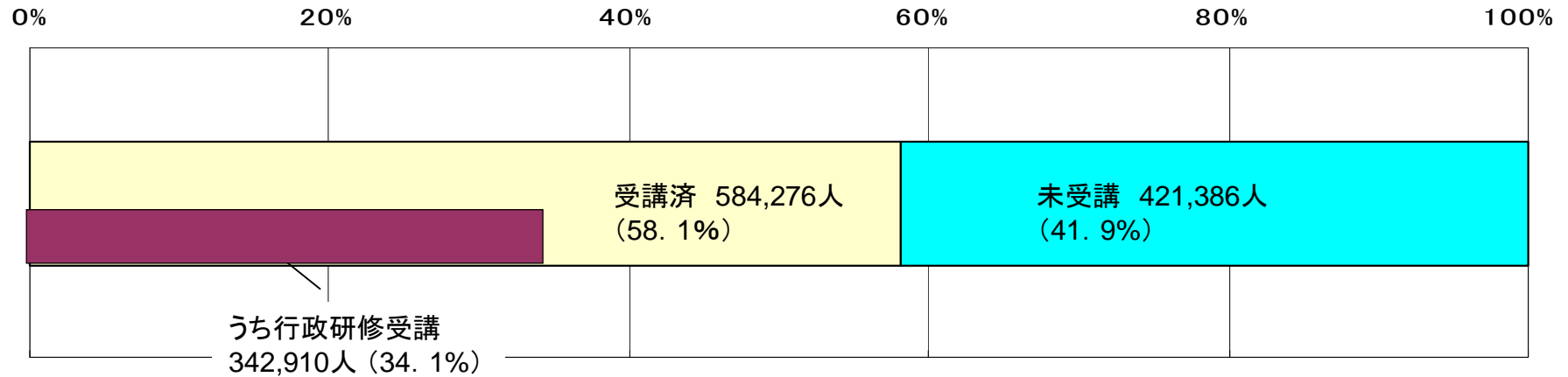


②国公立計・幼小中高計・
「特別支援教育コーディネーター」連絡調整等の実施状況
－全国集計グラフ(平成22年度)

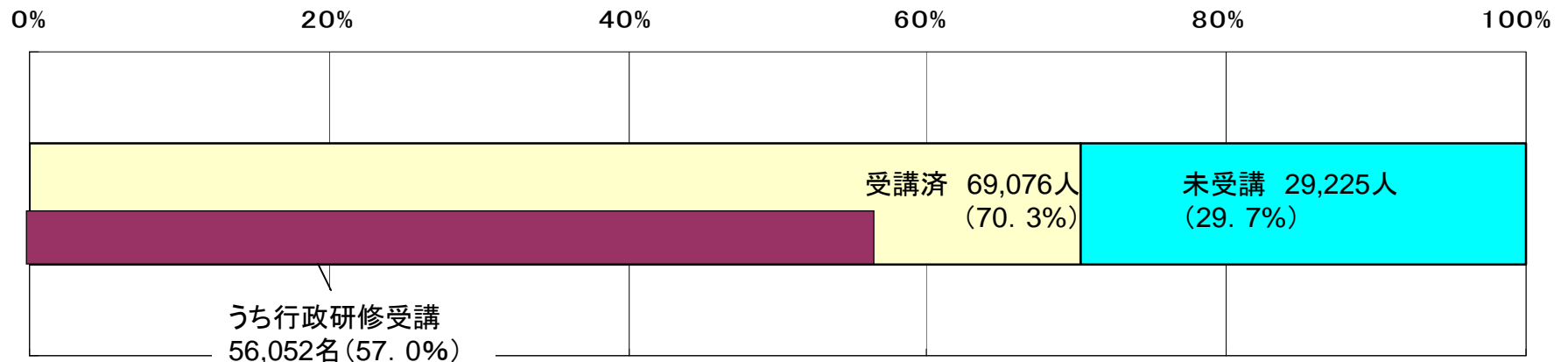


教員等研修の実施状況

①国公立計・幼小中高計・教員研修受講率－全国集計グラフ(平成22年度)



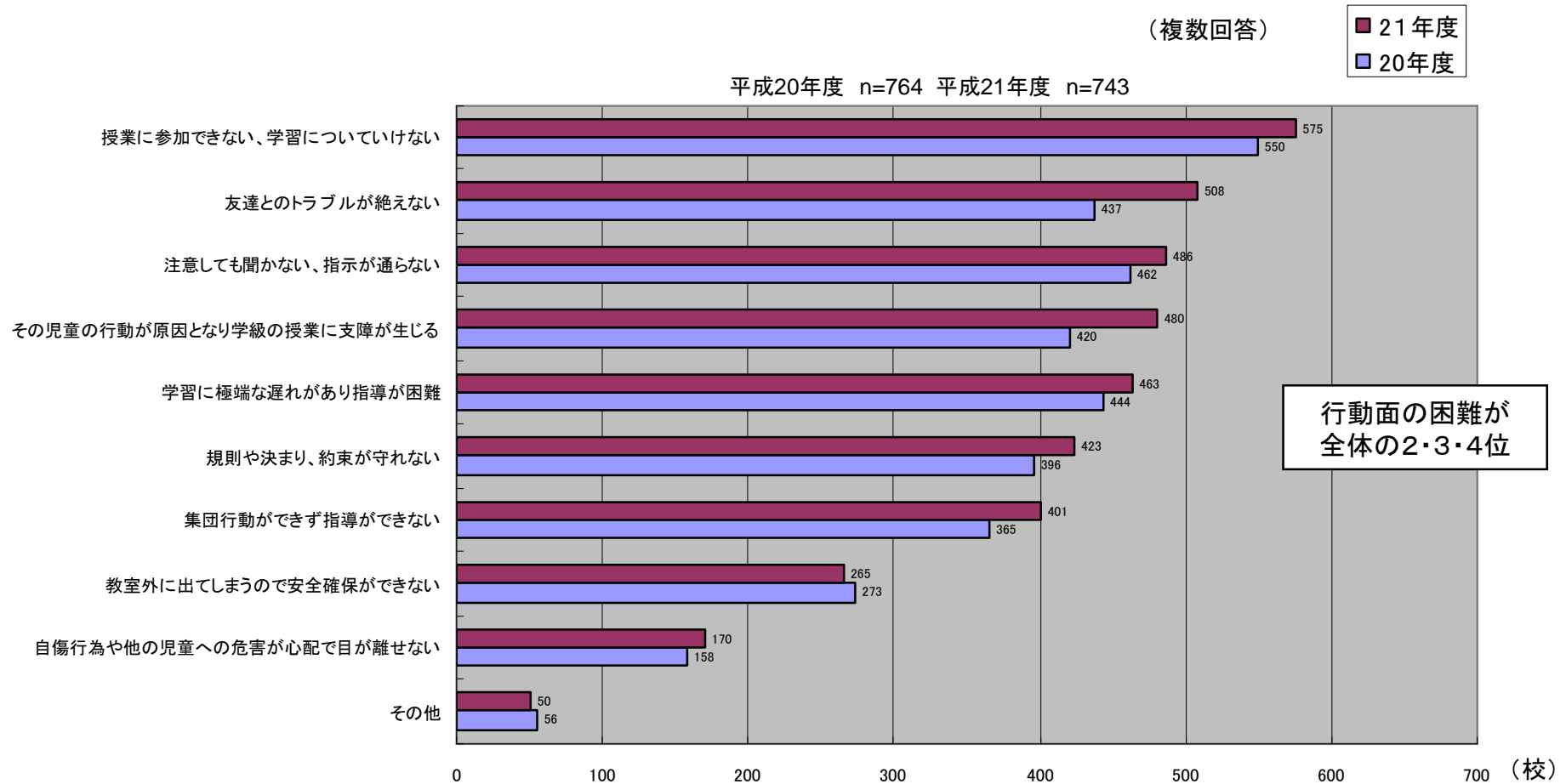
②国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率－全国集計グラフ(平成22年度)



(4) 学校における特別支援教育推進上の課題

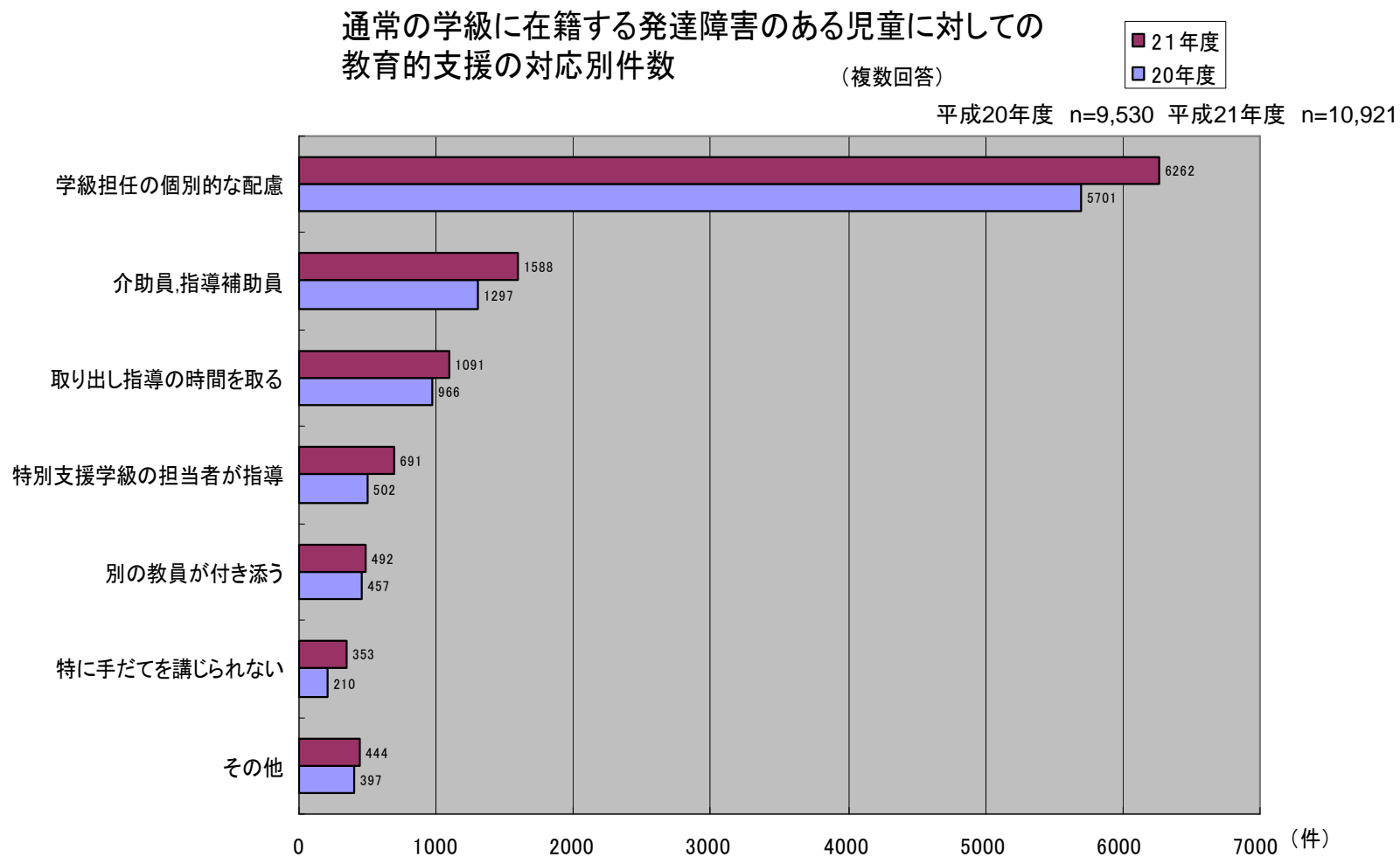
[平成21年度 全国連合小学校長会（全連小）特別支援教育委員会調査結果（H21.7～8）より ①]

発達障害のある児童に対する指導で困っている内容



発達障害のある児童への教育的支援状況

[全連小 特別支援教育委員会 調査結果 (H21. 7~8) より ②]



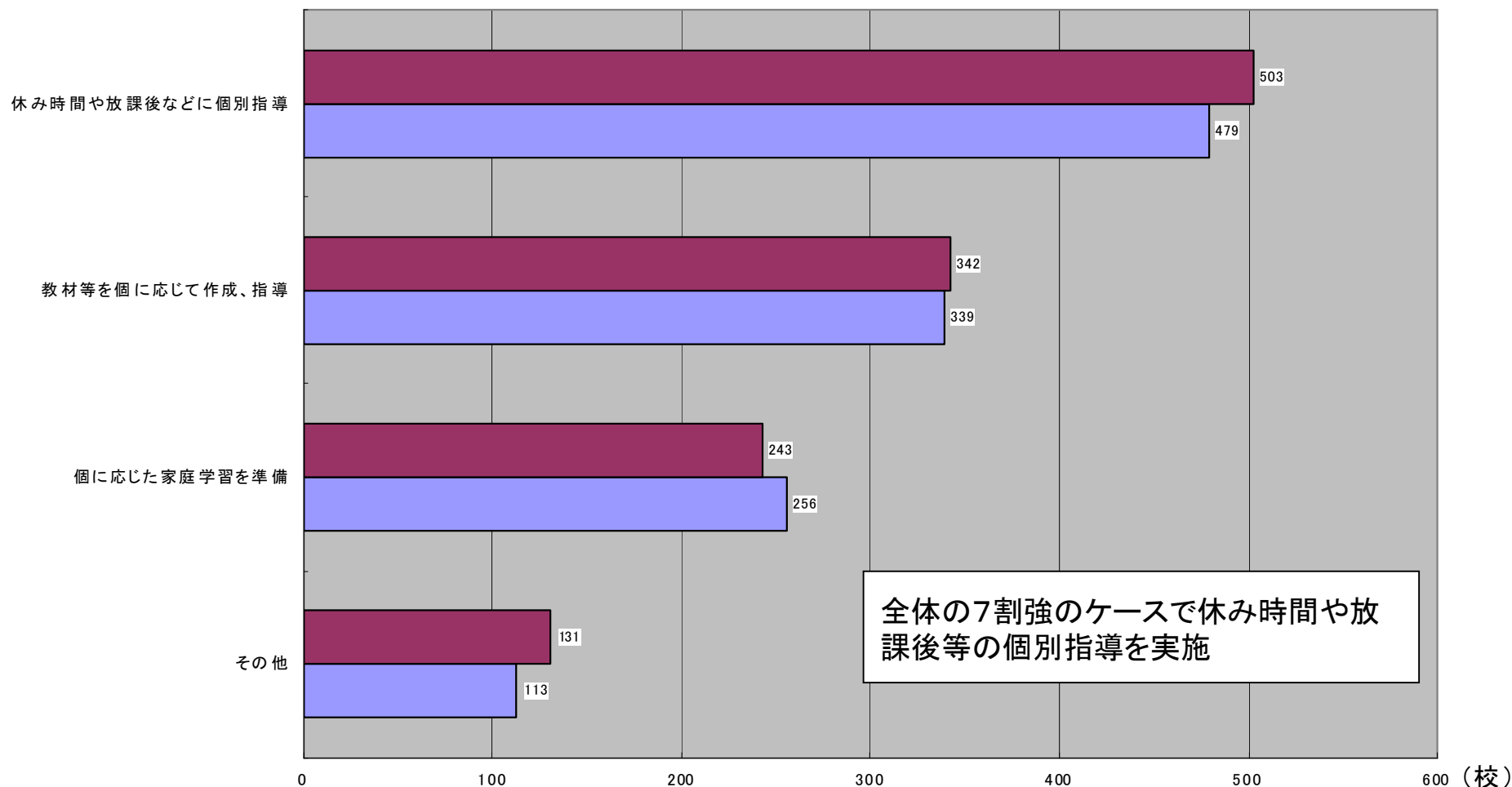
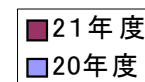
発達障害のある児童への個別的配慮の内容

[全連小 特別支援教育委員会 調査結果(H21. 7~8)より ③]

個別的な配慮の内容

(複数回答)

平成20年度 n=671 平成21年度 n=703



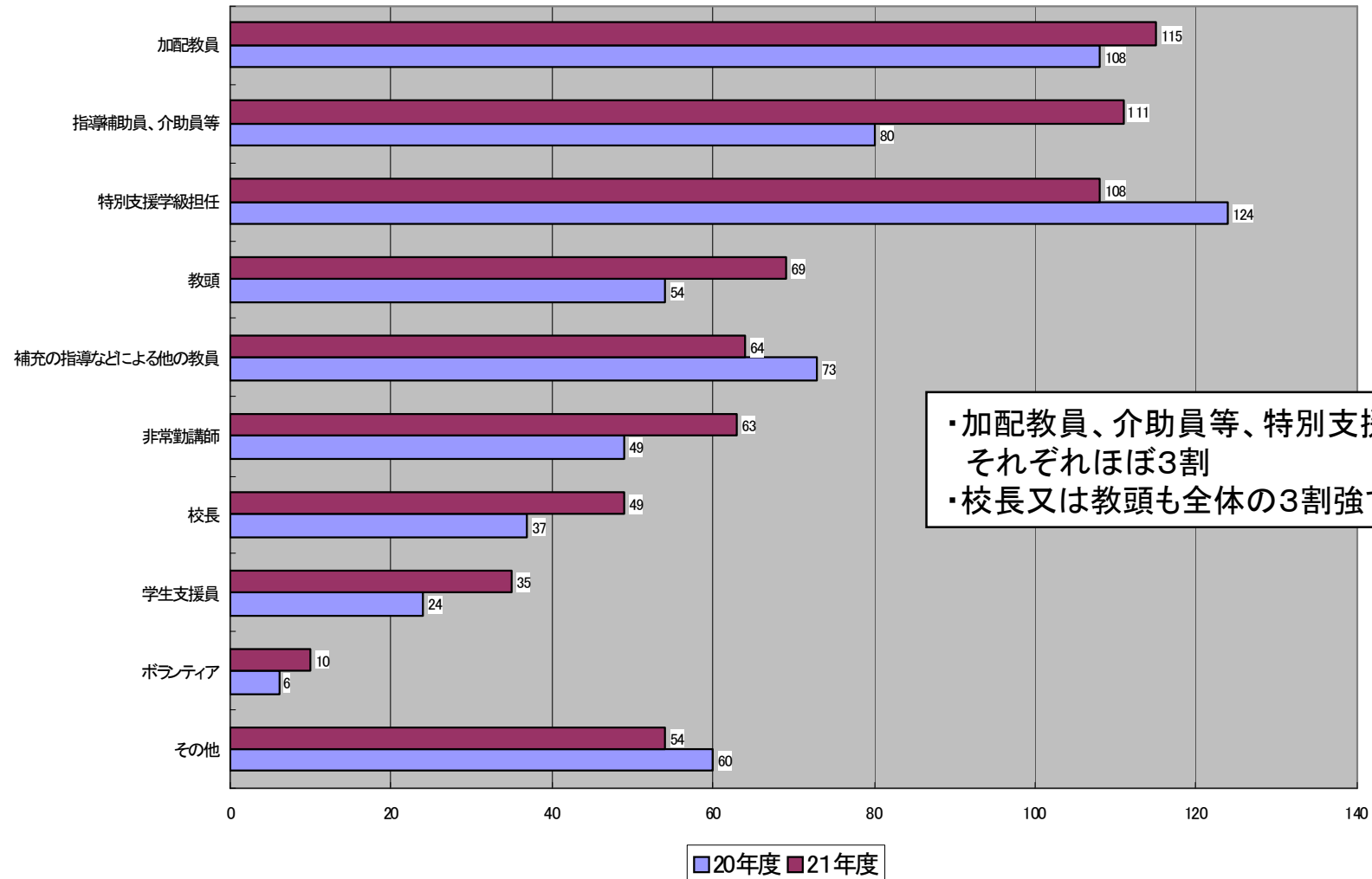
全体の7割強のケースで休み時間や放課後等の個別指導を実施

取り出し指導の指導者

[全連小 特別支援教育委員会 調査結果 (H21. 7~8) より ④]

取り出し指導の指導者(複数回答)

平成20年度 n=321 平成21年度 n=353



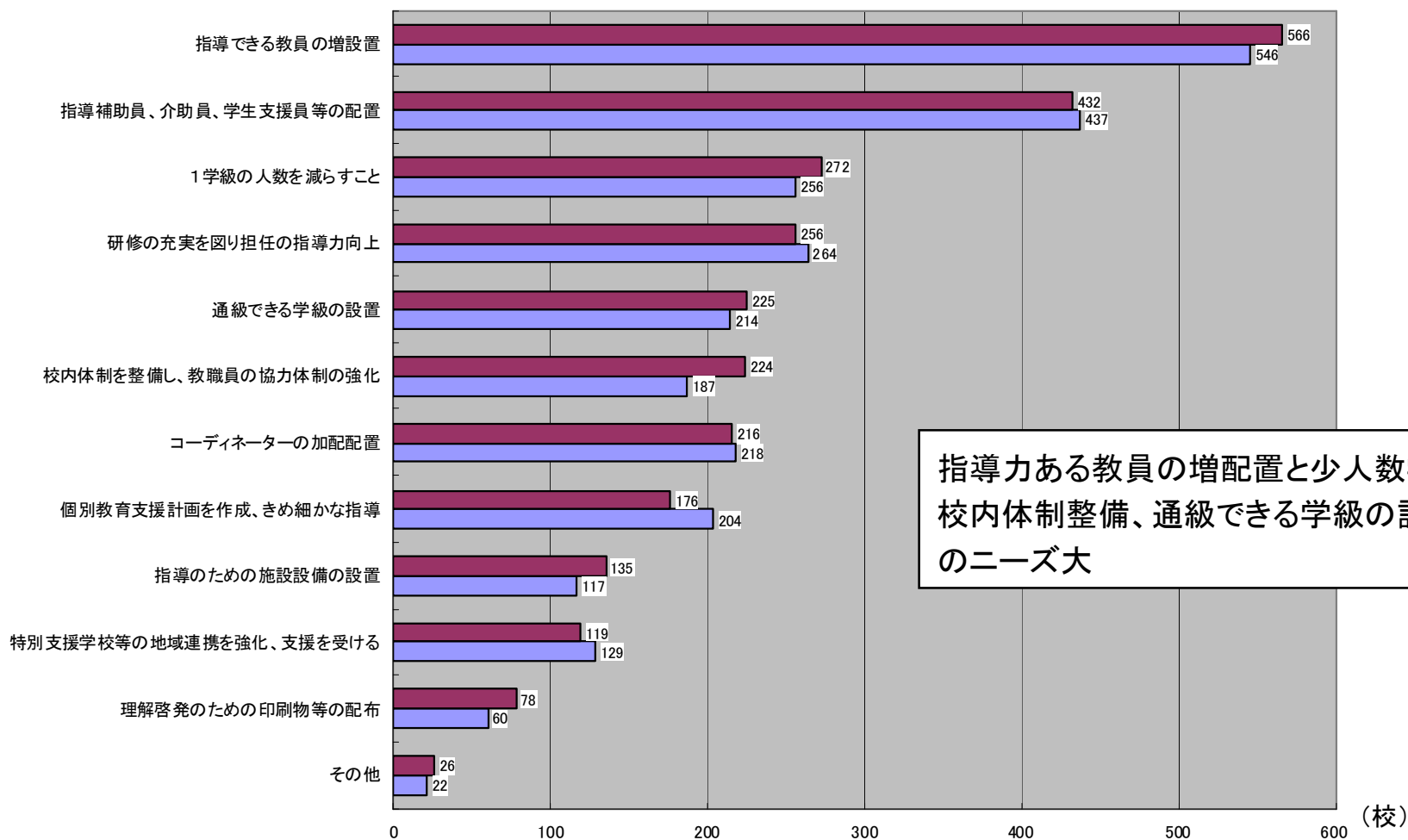
教育推進上の困難解決への対応策

[全連小 特別支援教育委員会 調査結果(H21. 7~8)より⑤]

困難を解決するための対応

(複数回答) 平成20年度 n=764 平成21年度 n=775

■ 21年度
■ 20年度



5. 指導体制・リソースの充実強化

教員が子どもと向き合う環境づくり新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制整備

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のためにも学級担任等の基本的な教職員定数とは別に特例的に措置している。

平成23年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	39,423人
通級指導対応 (法15条3号)	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導対応	4,340人
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校等の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	6,677人
主幹教諭の配置 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,484人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条5号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合計		58,805人